

高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準を廃止する等の告示案 新旧対照条文

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める組合（平成二十年厚生労働省告示第二百三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣が定める組合</p> <p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣が定める組合は、次のとおりとする。</p> <p>全国土木建築国民健康保険組合</p>	<p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める組合</p> <p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める組合は、次のとおりとする。</p> <p>全国土木建築国民健康保険組合</p>